

## 病院における訪問歯科診療機器等整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、2025年以降を見据えた地域の医療提供体制の確保に向けて、病院が行う訪問歯科診療等を実施するために必要な機器等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 知事がこの補助金を新潟県病院事業管理者に交付する場合の手続きは、規則に準ずるものとする。

### (補助事業者)

第2条 この要綱において、補助を受けることができる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 所在地が新潟県内であること
- (2) 歯科、歯科口腔外科、小児歯科及び矯正歯科のうち、一つ以上を標ぼうしていること
- (3) 訪問歯科診療を実施している、又は新たに実施する予定があること
- (4) 地域の歯科診療所と連携体制を構築している、又は新たに構築すること
- (5) 地域の歯科診療所の後方支援を行うこと

### (補助対象事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は、第2条に該当する者が行う訪問歯科診療を実施するために必要な診療機器等の整備事業とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

- (3) 1品当たりの額が第4欄に定める下限額に満たない場合には、当該設備を補助対象から除外するものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率	4 下限額
3,638 千円	訪問歯科診療を実施するために必要な診療機器等に係る備品購入費（ただし消費税は除く） ※老朽化に伴う単なる更新に係るものは除く ※機器取扱説明書が別売の場合は、機器本体と合算する ※汎用情報機器は除く ※車両及びその付属品は除く	3分の2	100 千円

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 事業に要する経費を変更（補助対象経費の2割以内の変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更（同一品目における銘柄及び購入時期の変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業によ

り取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 補助事業者が、次のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 役員等（法人である場合にはその役員、その他これと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
  - ④ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ⑤ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ⑦ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (11) 事業を行う者が(1)から(10)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式 1-1）
- (2) 経費所要額調書（様式 1-2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本（様式 1-3）
- (4) カタログ又は仕様書等、整備する機器等の概要が分かる書類
- (5) 見積書の写し
- (6) その他参考となる書類

（変更の承認申請）

第 7 条 第 5 条の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記第 2 号様式による事業計画変更承認申請書を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の事業計画変更承認申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 変更事業計画書 (様式2-1)
- (2) 変更経費所要額調書 (様式2-2)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本 (様式2-3)
- (4) その他変更内容の説明に必要な書類

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第5条の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して30日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第10条 規則第12条による実績報告書は、別記第4号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 (様式3-1)
- (2) 経費所要額精算書 (様式3-2)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本 (様式3-3)
- (4) 納品書、請求書及び領収書の写し
- (5) 購入機器等の写真
- (6) その他参考となる書類

3 第1項の実績報告書の提出時期は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日)、又は補助金の交付のあった年度の翌年度4月5日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(訪問歯科診療実績の報告)

第11条 事業完了の翌年度以降5年間は、別記第5号様式による訪問歯科診療実績報告書により、診療の実績を毎年度4月30日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行し、同日から適用する。